

令和3年度岸和田市立産業高等学校入学者選抜方針

岸和田市立産業高等学校（以下「産業高等学校」という。）の入学者選抜は、令和3年度大阪府公立高等学校入学者選抜方針に準じて下記のとおり方針を定め、岸和田市立産業高等学校長（以下「産業高等学校長」という。）が行う。

第1 全般的な事項

I 入学者選抜の種類

入学者選抜の種類は、特別入学者選抜、一般入学者選抜、二次入学者選抜とする。

II 応募資格

高等学校入学者選抜に志願することのできる者は、法令に定められた入学資格を有する者のうち次の者とする。

1 全日制の課程の入学者選抜に志願することのできる者は、原則として、本人及びその保護者の住所が大阪府内にある者とする。

（注）住所とは、住民票に記載されている居所をいう。以下同じ。

2 定時制の課程の入学者選抜に志願することのできる者は、原則として、本人の住所若しくは勤務先が大阪府内にある者又は本人の勤務先が大阪府内になることが確定している者とする。

III 学力検査等

1 学力検査及び実技検査等の問題は、大阪府教育委員会（以下「府教育委員会」という。）が作成する。

2 学力検査の問題は、中学校卒業までに習得される基礎的な学力を評価することを主眼として、国語、社会、数学、理科及び英語について作成する。なお、実施する学力検査は、選抜の種類によって異なる。また、英語の学力検査にはリスニングテストを含む。

3 学力検査「英語」において、外部機関が認証した英語力判定テスト（TOEFL iBT、IELTS及び実用英語技能検定を対象とする。）のスコア等を活用する。なお、活用にあたり必要な事項は、府教育委員会が別に定める。

4 学力検査及び実技検査等は、産業高等学校長が当該高等学校において行う。

IV 提出書類

1 中学校若しくはこれに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校（以下「中学校」という。）の校長（以下「中学校長」という。）は、原則として、調査書を提出するものとする。

2 志願者は、出願時に自己申告書を提出するものとする。

V 募集人員・通学区域

1 産業高等学校の募集人員は、岸和田市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）が決定する。

2 通学区域は、「岸和田市立産業高等学校通学区域に関する規則」に基づき大阪府内全域とする。

VI その他

1 この方針で定めるもののほか、入学者選抜の実施に関し必要な事項は、府教育委員会が別に定

める。

第2 各入学者選抜の具体的事項

I 特別入学者選抜

特別入学者選抜を実施する課程等は、全日制の課程専門学科（工業に関する学科（デザインシステム科））とする。

1 全日制の課程専門学科

（工業に関する学科（デザインシステム科））

(1) 学力検査等

- 学力検査及び実技検査を実施する。
- 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。
- 実技検査の内容を次のとおりとする。

学 科 名	実技検査の内容
工業に関する学科（デザインシステム科）	美術に関する基礎的な描写力及び総合的な表現力

(2) 選抜資料

- 調査書、学力検査の成績、実技検査の成績及び自己申告書を選抜の資料とする。

(3) 選抜方法

ア 学力検査の成績及び調査書中の各学年の必修の全教科の評定の合計により算出した点数に、実技検査の成績を加えた総合点を基本に、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録をも資料として選抜を行う。

イ 総合点の算出に当たっては、次のとおり行うものとする。

- (ア) 学力検査の各教科の成績を合計する。
- (イ) 調査書中の各学年の各教科の評定の合計に、府教育委員会が別に定める倍率をそれぞれ乗じて合計する。
- (ウ) (ア)及び(イ)で算出した点数に、府教育委員会が定める倍率の中からあらかじめ産業高等学校長が選択し、市教育委員会が決定した倍率をそれぞれ乗じて合計する。
- (エ) (ウ)で算出した点数に、実技検査の成績を加え、総合点とする。

(4) 出願、学力検査、実技検査及び合格者発表の期日

- 工業に関する学科（デザインシステム科）

出 願	学 力 検 査	実 技 検 査	合格者発表
2月15日(月)及び 2月16日(火)	2月18日(木)	2月19日(金)	3月1日(月)

II 一般入学者選抜

一般入学者選抜を実施する課程等は、全日制の課程専門学科（商業に関する学科（商業科・情報科））、定時制の課程とする。

令和3年度特別入学者選抜、大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜、海外から帰国した生徒の入学者選抜、日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜、大阪府立大学工業高等専門学校における入学者選抜及び大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜の合格者は、一般入学者選抜に出願することができない。

1 全日制の課程専門学科（商業に関する学科（商業科・情報科））

(1) 学力検査等

- 学力検査を実施する。
- 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。

(2) 選抜資料

- 調査書、学力検査の成績及び自己申告書を選抜の資料とする。

(3) 選抜方法

ア 学力検査の成績及び調査書中の各学年の必修の全教科の評定の合計により算出した総合点を基本に、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録をも資料として選抜を行う。

イ 総合点の算出に当たっては、次のとおり行うものとする。

- (ア) 学力検査の各教科の成績を合計する。
- (イ) 調査書中の各学年の各教科の評定の合計に、府教育委員会が別に定める倍率をそれぞれ乗じて合計する。
- (ウ) (ア)及び(イ)で算出した点数に、府教育委員会が定める倍率の中からあらかじめ産業高等学校長が選択し、市教育委員会が決定した倍率をそれぞれ乗じて合計する。

(4) 出願、学力検査及び合格者発表の期日

出 願	学 力 検 査	合 格 者 発 表
3月3日(水)、3月4日(木) 及び3月5日(金)	3月10日(水)	3月18日(木)

2 定時制の課程

2-1 満21歳未満の者（平成12年4月2日以降に生まれた者）

(1) 学力検査等

- 学力検査を実施する。
- 学力検査は、国語、数学及び英語とする。

(2) 選抜資料

- 調査書及び学力検査の成績、自己申告書を選抜の資料とする。

(3) 選抜方法

ア 学力検査の成績及び調査書中の各学年の必修の全教科の評定の合計により算出した総合点を基本に、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録をも資料として選抜を行う。

イ 総合点の算出に当たっては、次のとおり行うものとする。

- (ア) 学力検査の各教科の成績を合計する。
- (イ) 調査書中の各学年の各教科の評定の合計に、府教育委員会が別に定める倍率をそれぞれ

れ乗じて合計する。

- (ウ) (ア)及び(イ)で算出した点数に、府教育委員会が定める倍率の中からあらかじめ産業高等学校長が選択し、市教育委員会が決定した倍率をそれぞれ乗じて合計する。

(4) 出願、学力検査及び合格者発表の期日

出 願	学 力 検 査	合 格 者 発 表
3月3日(水)、3月4日(木) 及び3月5日(金)	3月10日(水)	3月18日(木)

2-2 満21歳以上の者（平成12年4月1日までに生まれた者）

- (1) 学力検査等については、上記2-1(1)に示す学力検査に加え、面接を実施する。
- (2) 中学校長からの調査書の提出は不要とする。
- (3) 学力検査の成績、面接の評価及び自己申告書の評価を選抜の資料とする。
- (4) 志願者の希望により、学力検査を小論文に代えることができる。この場合、小論文の評価、面接の評価及び自己申告書の評価を選抜の資料とする。
- (5) 選抜方法については、府教育委員会が別に定める。
- (6) 出願、学力検査等及び合格者発表の期日

出 願	学力検査又は小論文、面接	合 格 者 発 表
3月3日(水)、3月4日(木) 及び3月5日(金)	3月10日(水)	3月18日(木)

Ⅶ 二次入学者選抜

二次入学者選抜は、令和3年度大阪府公立高等学校入学者選抜実施校のうち、特別入学者選抜及び一般入学者選抜を実施する学科等において、合格者数が募集人員に満たない場合において実施する。

1 志願できる者

- 次の(1)～(3)のいずれかに該当する者とする。ただし、高等学校若しくはこれに準ずる学校、中等教育学校後期課程又は高等専門学校に在籍している者は出願することはできない。
 - (1) 本入学者選拔出願時に国公立の高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部のうち、いずれの入学者選抜にも合格していない者（出願していない者を含む。）又は合格しても必要な手続きをしなかったため入学の資格を失った者
 - (2) 中等教育学校前期課程を修了見込みの者であって後期課程に進級しないことが確定している者のうち、(1)に該当する者
 - (3) 併設型中高一貫教育における併設中学校を卒業見込みの者であって併設高等学校に進学しないことが確定している者のうち、(1)に該当する者

2 学力検査等

- 学力検査を実施せず、面接を実施する。

3 選抜資料等

- 中学校長が提出する書類は、調査書とする。
- 調査書及び面接の評価を選抜の資料とする。
- 自己申告書を面接の参考資料とする。

4 出願、面接及び合格者発表の期日

出 願	面 接	合 格 者 発 表
3月22日(月)	3月22日(月)	3月24日(水)